

特別区の名称について

令和2年6月11日

大都市制度（特別区設置）協議会
事務局：副首都推進局

特別区の名称に関する東京都の中央区及び北区との調整結果について

◆令和2年2月26日 第33回 協議会 ➡ 同一名称の使用に関し、東京都の両区に理解を求めることを確認 (理 由)

- 長きにわたり市民に慣れ親しまれ、愛着のある名称である
- 東京と大阪において、それぞれ長い歴史の中で定着し、広く認知されている名称であり、かつ、全国にも同一の名称が存在することから、今回使用することで大きな混乱が生じるものではない
- 東京と大阪で同一名称となる特別区が相互に連携し、都市の発展に結びつけていくことで住民にとってプラスになる

◆令和2年3月6日 両区を訪問のうえ協議・調整

- 協議会における議論状況の説明、同一名称の使用に関する依頼、意見交換 など

◆令和2年3月30日 協議会会長名で両区長宛て文書を発出 (要旨)

- 貴区より頂戴したご意見を踏まえ、再度、特別区の名称について議論を行った
- その結果、長きにわたり市民に慣れ親しまれ、愛着のある名称である等の観点から、当協議会としては、同一名称となることについて貴区にご理解を求めることが確認された
- 貴区が懸念されている行政推進上の影響や住民の戸惑いなどの点については、新たな特別区において、できる限り工夫を凝らしていくことにより、解消に努めることが可能ではないかと考える

■令和2年3月31日 両区からの意見 (要旨)

【中央区】

- 本区としては、同一の名称を使用することはできる限り避けていただきたいという思いに変わりはない
- 今回の貴協議会における決定は、真摯にご議論を重ねてこられた結果であると受け止めている

【北 区】

- 本区は、貴協議会の決定に対して、法的効果をもって異を唱えることができない旨承知している
- 基礎自治体としての「北区」は、本区唯一のものであることを希望する意見に変わらない

〈参考資料〉 第33回 (R2.2.26) 協議会資料

- 自治省自治事務次官通知に基づき、同一名称を使用している自治体との協議が必要
- 特別区制度(案)における特別区の名称（中央区及び北区）について、東京都の中央区及び北区との協議を実施

◆令和2年1月20日 協議会会長名で両区長宛て文書を発出（抜粋）

協定書の作成段階ではございますが、貴区と同一名となっております名称候補の使用（協定書への記載）について、ご理解を賜りたいと存じます。

■令和2年2月5日 中央区からの意見（抜粋）

同一名称の使用については、行政を進めていく上でさまざまな問題や混乱、住民の戸惑いが生じることなどが懸念されます。「中央区」の名称を使用している本区としては、同一名称の使用はできるだけ避けていただきたく、貴協議会においてご検討いただければ幸いに存じます。

■令和2年2月20日 北区からの意見（抜粋）

この度の特別区制度における同一名称の使用により、シティプロモーション方針をはじめとした、各施策の推進に影響を与え、北区に愛着をもって生活する多くの区民や、北区に根ざした活動を行う企業等に、大きな戸惑いを生じさせることは想像に難くありません。以上より、基礎的な自治体としての「北区」は、本区唯一のものであることを希望するため、貴協議会にて再度ご検討くださいますようお願い申し上げます。

◎ 令和2年2月19日 総務省の見解

- ・総務省では、地方公共団体の名称について、「名称の重複による混乱が生じないよう、十分配慮することが必要」と助言をしており、実際、同一の名称が、当事者間の調整や了解がないまま使用された事例はないものと認識している。
- ・本件についても、当事者間でよく話し合い、調整すべきものと考えている。

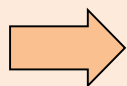
⇒ 上記を踏まえ、協議会での議論の結果を両区及び総務省へ報告

国の通知

重複について

§ 昭和45年 自治省自治事務次官通知（抜粋）

市の設置もしくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、又は類似することとならないよう十分配慮すること。



特別区の場合でも、同一又は類似に関しては、先行自治体と協議を行うなどの配慮が必要



実 例

名称が重複している事例

- ・平成18年～
福島県伊達市
- 〔昭和47年～
北海道伊達市〕

《北海道伊達市》

（「伊達7町合併協議会議事録」より）

福島県の伊達7町合併協議会が独自の判断で新市の名称を定めることについて
「異議を唱える立場にない」



《福島県伊達市》

合併協議会の主体的判断として、
『「伊達市」を使用することについては問題がない』との結論

※ 国の通知以前の事例 昭和29年～ 府中市（広島県・東京都）

○ 名称の重複について、先行自治体の意見を踏まえ配慮した事例 （ ）内は先行自治体名

- ・平成7年～ 茨城県鹿嶋市 （佐賀県鹿島市）
- ・平成17年～ 沖縄県宮古島市 （岩手県宮古市）
- ・平成22年～ 愛知県みよし市 （徳島県三好市）